

エコフロンティアかさま

利用の手引き

2026年11月

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

当財団は、本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与するため、県の施策の一環として本県初の公共関与による廃棄物処理施設「エコフロンティアかさま」の整備を行い、廃棄物適正処理の促進を図っております。

「エコフロンティアかさま」は、多重遮水工による安全性の高い管理型最終処分場を備えており、各排出事業場から発生する廃棄物を安全・確実に処理することができます。

排出事業者並びに収集運搬業者の皆さま方には、廃棄物の適正処理を推進する一助として、「エコフロンティアかさま」を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

「エコフロンティアかさま」の概要

一般財団法人茨城県環境保全事業団

管理型最終処分場

- ・ 所在地：茨城県笠間市福田 165 番 1
- ・ 埋立面積：97,700m²
- ・ 埋立容量：2,400,000m³
- ・ 浸出水処理施設：400m³/日

目次

●廃棄物の受入について

1. 受入対象廃棄物の種類、受入基準等	1
2. 廃棄物の種類別分析項目一覧表	2
3. 受入日時	3

●契約から料金精算までの流れ

1. 契約	4
2. 変更契約・届出	5
3. 搬入	6
4. 搬入時の注意事項	7
5. 精算・その他	10

●様式について

廃棄物処理委託申込書	11
廃棄物物性・安全データシート	15
廃棄物発生工程フロー図	18
排出事業者（建設工事の元請業者）である旨の申立書	22
廃棄物処理委託変更（届出）申込書	23
廃棄物処理委託契約書	26
廃棄物処理委託見積依頼書	31
廃棄物搬入票	32
廃棄物の種類コード表	33

廃棄物の受入について

1. 受入対象廃棄物の種類、受入基準等

	廃棄物の種類	受入基準	備 考
産業廃棄物	燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・ばいじんと区分して排出されたもの ・熱しゃく減量１０％以下 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの ・最大径１５cm以下 	廃棄物焼却施設で焼却した後に残る灰、火災現場の解体工事から発生する灰等
	汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・含水率が概ね８５％以下（流動性を呈さない）もの ・無機性のもの ・悪臭を発生しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の排水処理工程等で排出される泥状のもの ・建設基礎汚泥、道路側溝汚泥等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径１５cm以下、中空の状態でないもの ・従前が容器にあっては、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れた物を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事や製造工程から排出されるガラスくず等 ・製造工程から排出されるコンクリートくず等
	廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> ・建設・解体現場から直接排出されるものは、最大径３０cm以下、中空の状態でないもの ・中間処理施設から排出されるものは、最大径１５cm以下、中空の状態でないもの ・ヒ素、カドミウムを含有するものを除く 	解体工事から発生するリサイクル困難な石膏ボード
	グラスウール	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール等の覆いを取り除き、最大径概ね３０cm以下に破碎したもの、飛散防止措置を講じたもの 	ガラス繊維でできた、断熱や防音の観点から建材に使われる人工素材
	石綿含有産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として破碎をせずに半透明のフレコンバック又は、半透明のシート等で梱包したもの 	石綿含有廃石膏ボード
	鋳さい	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・最大径１５cm以下 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの 	高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい（スラグ）等
	がれき類	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径１５cm以下 ・がれき類から安定型廃棄物を分別除去した残さ（建設系混合廃棄物）については、最大径１５cm以下、中空の状態でないもの、熱しゃく減量３５％以下、比重０．３以上 ・リサイクル対象のがれき類は除く 	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物等
	建設混合廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・建設・解体現場から直接排出されるもの
	管理型混合廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設から排出されるもの
一般廃棄物	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・熱しゃく減量１０％以下 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの 	ばい煙発生施設・焼却施設等の集じん施設で集められたもの
	焼却灰	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・ばいじんと区分して排出されたもの ・熱しゃく減量１０％以下 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの 	一般廃棄物焼却施設で焼却した後に残る灰（主灰）
	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・熱しゃく減量１０％以下 ・飛散防止措置を講じたもの 	一般廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたもの（飛灰）
	不燃残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・最大寸法１５cm以下 ・熱しゃく減量１０％以下 	不燃ごみから「処理不適物」「可燃物」「資源物」を徹底的に回収・除去した後の残さ
	熔融スラグ	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立判定基準（P2別表参照）以下であること ・最大径１０cm以下 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの 	廃棄物を焼却施設で燃焼した後に残った焼却灰を、さらに加熱・熔融したものを冷却・固化してできるガラス状の物質

※共通事項

- ・毒物、劇物及び特定毒物、農薬等が付着、又は、封入されたものでないこと
- ・悪臭が発生するものや揮発性の溶剤等を含まないこと
- ・油分を含まない（水で油膜が生じない）こと
- ・発生箇所や発生工程の異なる産業廃棄物を混合していないこと
- ・一片が５cm以上の木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くずが混入していないこと
- ・PCBの付着したものが混入していないこと
- ・放射性物質関係法令によって規制される放射性物質及びこれによって汚染されたものでないこと

2. 廃棄物の種類別分析項目一覧表

金属等の名称		基準値	廃棄物の種類			
			燃え殻	無機性汚泥	鉱さい(スラグ)	ばいじん
溶出試験	カドミウム又はその化合物	0.03mg/l以下	○	○	○	○
	シアン化合物	不検出		○		
	有機燐化合物	不検出		○		
	鉛又はその化合物	0.03mg/l以下	○	○	○	○
	六価クロム化合物	0.15mg/l以下	○	○	○	○
	砒素又はその化合物	0.03mg/l以下	○	○	○	○
	水銀又はその化合物	0.0015mg/l以下	○	○	○	○
	アルキル水銀化合物	不検出	○	○	○	○
	PCB	不検出		○		
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		○		
	四塩化炭素	0.002mg/l以下		○		
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		○		
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		○		
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		○		
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下		○		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		○		
	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		○		
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		○		
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		○		
	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下		○		○
	チウラム	0.006mg/l以下		○		
	シマジン	0.003mg/l以下		○		
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		○		
	ベンゼン	0.01mg/l以下		○		
	セレン又はその化合物	0.03mg/l以下	○	○	○	○
含有試験	ダイオキシン類	1ng-TEQ/g 以下	○	○		○
	セシウム (Cs134、Cs137)	8,000Bq/kg以下		○		○
	総水銀	15mg/kg以下	○	○	○	○

- ※ 受入基準値は、国が定める廃棄物の受入に関する基準値より厳しい値を採用している項目があります。
- ※ 「不検出」とは、各測定方法における定量下限値未満であることを指します。
- ※ 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」等に基づいてください。
- ※ 原則、○印のついた項目を分析願います。ただし、廃棄物の発生工程、使用原材料によっては、項目を追加又は省略することがあります。詳細は、お問合せ願います。

3. 受入日時

受 入 日	月曜日から金曜日
受 入 時 間	午前 9 時から 11 時 30 分 午後 1 時から 4 時 30 分 ※開門時間は午前 8 時です。
受入をしない日	土曜日、日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む。） お盆（8 月 14 日、15 日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※台風その他の事由により、廃棄物の適正処理が困難な場合は、受入日であっても受入の中止又は受入時間の変更を行うことがあります。

※搬入に際しては、事前に搬入予約が必要となります。（予約方法は、P7 を参照願います。）

安全確保と環境保全についてのお願い

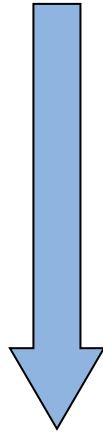
搬入道路が、地元住宅街を通っておりますので、搬入及びお帰りの際には、下記事項に注意し、安全運転を徹底するようお願いいたします。

- ・ 禁止された区域の道路は、通行しないでください。
- ・ 過積載、廃棄物の飛散・流出がないよう措置を講じてください。
- ・ 登録車証を、必ず搬入車両のフロントガラスに掲示してください。
- ・ 埋立処分場から出る際は、タイヤや荷台を洗浄してください。
- ・ 搬入道路では、十分に注意して安全運行してください。
- ・ 駐・停車中は、「アイドリングストップ（エンジン停止）」をしてください。
- ・ 急発進、急加速、空ぶかしは、しないでください。

契約から料金精算までの流れ

1. 契 約

廃棄物処理委託申込書の提出



申し込みに必要な書類

- ① 廃棄物処理委託申込書（P11 を参照）
- ② 廃棄物物性・安全データシート（P15 を参照）
- ③ 溶出試験等の計量証明書
※事前に分析項目について、協議してください。
- ④ 廃棄物発生工程フロー図（P18 を参照）
- ⑤ 搬入車両の自動車検査記録事項（写）、
- ⑥ 廃棄物の運搬を委託する場合は、委託業者の産業廃棄物収集運搬業の許可証（写）及び運搬車両一覧（写）
- ⑦ 申込者が廃棄物処理業者の場合は、産業廃棄物処分業許可証（写）
- ⑧ 工事請負契約書（写）、建設リサイクル法届出書（写）、又は排出事業者である旨の申立書（P22 を参照） ※建設工事（解体含む）の場合に限る
- ⑨ 建設リサイクル法届出書（別表を含む）の写し及び石綿事前調査結果報告書の写し
- ⑩ 法人の場合（中小企業割引を希望あり）は、商業登記簿謄本（写）、個人事業主の場合は、建設業許可証の写し、解体工事業登録の写しなど

受入事前審査

不 適 合

契 約 不 成 立

適 合

受け入れ可能な廃棄物かどうか、事前審査として原則、現地調査を行います。その他、審査に必要な資料提出を求めることがあります。

契約書等の郵送

郵送される書類

- ① 契約の締結について（通知書）
- ② 廃棄物処理委託契約書（P26 を参照）

※初めて搬入される方

安全管理講習会の受講

排出事業者等を対象に、廃棄物の搬入方法並びに搬入に係る講習会を開催しますので、必ず受講してください。

提出する書類

・ 廃棄物処理委託契約書

先に郵送した契約書の甲欄に押印の上、収入印紙を貼付して、エコフロンティアかさまに提出してください。

搬入日の前営業日までに押印した契約書の提出がないと搬入できません。

契約の締結

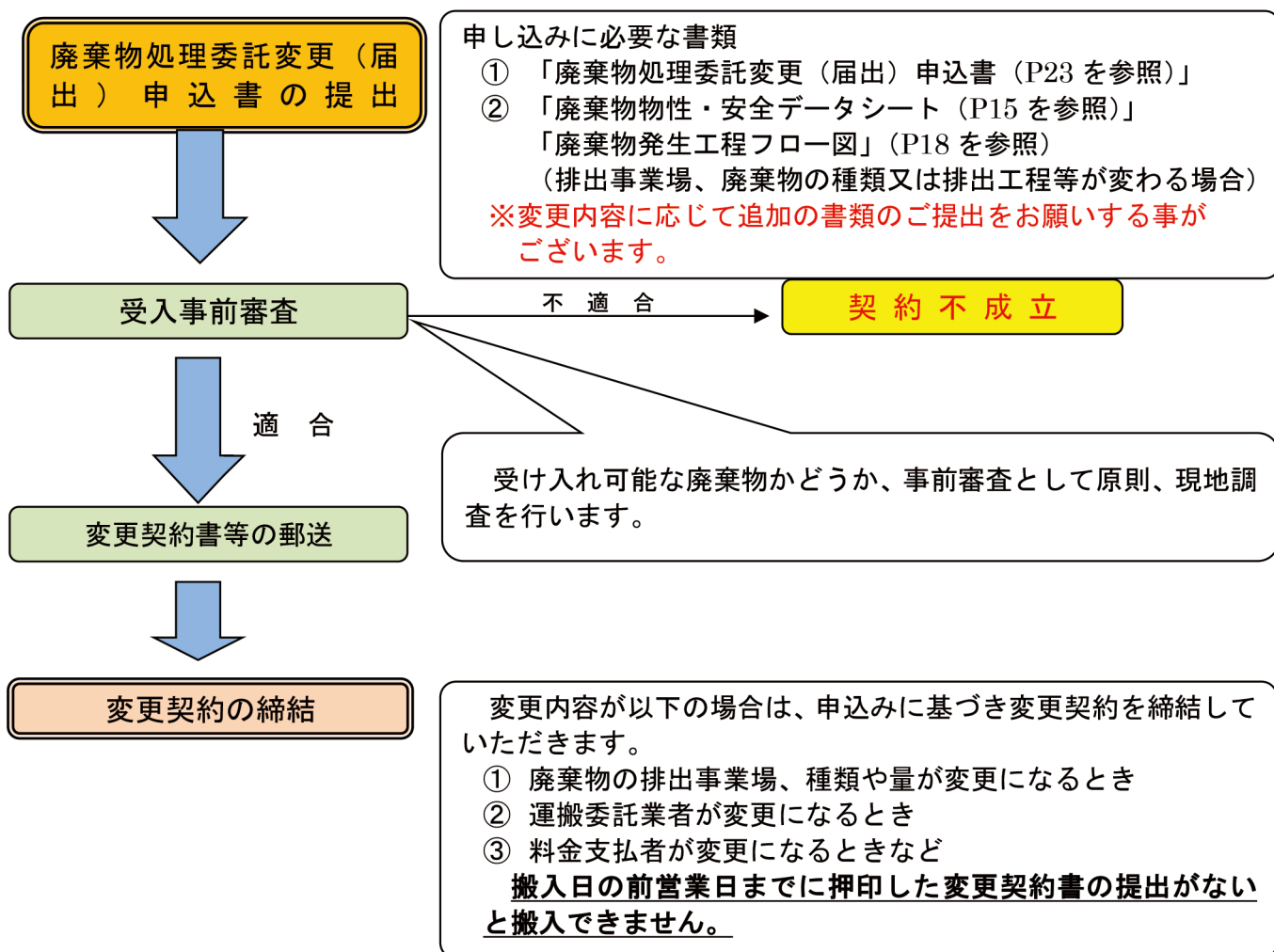
2. 変更契約・届出

【変更契約】

契約締結後に、排出事業場、廃棄物の種類、運搬委託業者、料金支払者を変更しようとする場合は、一部変更契約が必要になります。事前（概ね 2 週間前まで）に、廃棄物処理委託変更（届出）申込書を提出してください。

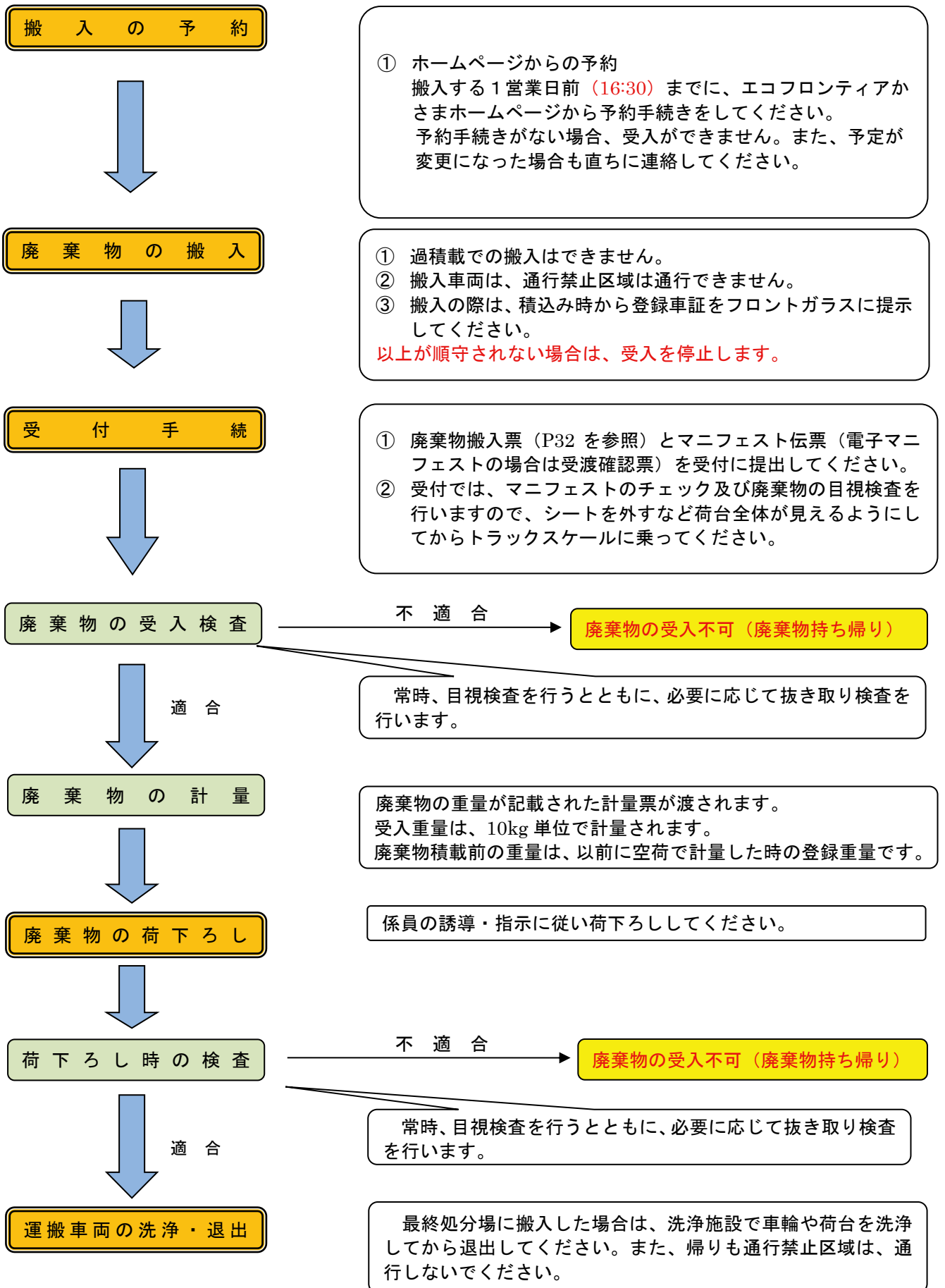
【変更届出】

なお、排出事業者（契約者）の住所、名称、代表者、運搬車両のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに、廃棄物処理委託変更（届出）申込書を提出してください。



廃棄物処理委託契約書の契約条項に基づき、廃棄物の発生工程、廃棄物の性状及び荷姿等に変更がある場合又はその可能性がある場合には、事前（概ね 2 週間前まで）にその内容を書面（廃棄物処理委託変更（届出）申込書）にて当事業団へ通知してください。

3. 搬入



4. 搬入時の注意事項

(1) 開門時間

受入日の午前 8 時 00 分

開門前の待機はしないでください。

(2) 受入時間

受入日の午前 9 時～11 時 30 分、午後 1 時～4 時 30 分

(3) 受入をしない日

土曜日、日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む。）

お盆（8 月 14 日、15 日）

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(4) 通行禁止区域

笠間市街中心区域は廃棄物搬入車両の通行禁止区域として設定しています。

（詳細はP9参照）

通行禁止区域を通行した際には、受入をいたしません。

また、契約を解除する場合もございますので、ご注意願います。

(5) 登録車証の掲示

登録車証は、エコフロンティアかさまの敷地内だけでなく公道を走行する時も、搬入車両のフロントガラスに必ず掲示して下さい。掲示していない場合には、受入をいたしませんので、ご注意願います。

また、係員の指示に従わない際には、契約を解除することがあります。

(6) 搬入の予約

※契約締結がされていない場合、搬入予約を行っても、受入はできません。

○ホームページからの予約

搬入の 1 営業日前（営業時間の 16 時 30 分）までに予約手続きをしてください。

[ホームページアドレス <https://ef-kasama.or.jp/>]

【予約アドレス：https://ef-kasama.or.jp/receiving_form】



- ①ホームページの画面上部にある『搬入予約』を選択し、入力画面へ移動します。
 - 1)『排出事業者』情報を入力します。
 - 2)『収集運搬業者』情報を入力します。
 - 3)『搬入廃棄物の種類』を選択（または入力）します。
 - 4)『搬入予定日』を選択します。同じ品目を複数日搬入する場合は入力欄を追加してください。
 - 5)『確認メール送信先』を入力します。
- ②搬入時の注意事項を確認し、チェックを入れて確認画面へお進みください。
- ③確認画面で入力内容を最終確認し、送信してください。

予約手続きがない場合には、受入をいたしませんので、ご注意願います。

(6) 搬入物の目視検査

受付時に、搬入物の目視検査を行いますので、シートを外すなど荷台全体が見えるようにしてからトラックスケールに乗ってください。

(7) 搬入物の持ち帰り

搬入物の目視検査又は展開検査を行った結果、大きさや性状が受入基準に適合しないと認められるときは、お持ち帰りいただきますので、ご注意願います。

(8) 荷下ろしの際の注意事項

搬入物の荷下ろしは、搬入者の責任において行ってください。

(9) 公道走行時・退出時の注意事項

公道を走行する際は、車両の荷台にシート掛け等を行い、積載物の飛散、落下、流出防止等の措置を講じてください。

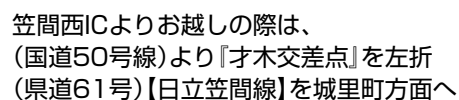
また、最終処分場に搬入した場合には、処分場内の荷台洗浄設備で荷台を洗浄し、退出する際に、タイヤ洗浄施設で洗浄してください。

(10) その他

搬入日の前営業日までに契約書の返送がない場合は、廃棄物を搬入することはできません。搬入を行う前に廃棄物処理委託契約書を締結する必要がありますので、事業団から送付された契約書及び変更契約書甲欄に押印し、収入印紙を貼付したものを1部返送してください。

なお、登録済みの車両であっても、車両のコンテナが変わる場合には、事前に登録した風袋重量に変更が生じる可能性があるため、受付で申し出て、荷下ろし後に再計量を行ってください。

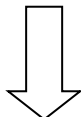
また、契約を解除する場合もございますので、ご注意願います。



TEL 0296-70-2513

5. 精 算

処 理 料 金 の 請 求



処 理 料 金 の 支 払

処理料金は、月毎にまとめて翌月の１０日までに請求されます。

請求のあった月の末日までに事業団指定の銀行口座へ振り込んでください。

なお、振込手数料は、納入者の負担になります。

※処理料金が納入されない場合には、搬入停止、契約解除等の措置となります。

6. その他

廃棄物の性状確認

燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん等について定期的に搬入している事業者は、廃棄物の溶出試験等の計量証明書を、契約更新時の３ヶ月前までに、分析データを提出してください。

なお、分析項目については、契約時のものをご提出ください。

廃棄物処理委託申込書

西暦 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

理 事 長

様

申込者（排出事業者）

〒

住 所

フリガナ

名 称

代表者の
役職及び氏名

電話番号

E-mail（代表）

印

廃棄物の処理を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

申込者（排出事業者） の区分	建設基金出捐の有無	☐ 有り ☐ 無し		
	中小企業割引希望の有無 （処理料金5%割引）	☐ 希望あり	資本金 万円 従業員 名 ☐ 希望なし	
廃棄物の排出 事業場及び種類	排出事業場名称			
	排出事業場住所	〒		
	連絡先（担当者）	(所属部署、役職及び氏名)	TEL	
			携帯電話	
			FAX	
			E-mail	
搬入計画	☐ 不定期搬入 ☐ 定期搬入（ ☐ 毎日 ☐ 毎週 ☐ 毎月 ）			
廃棄物の種類 及び予定数量	廃棄物の種類	数量	〔 不定期搬入：搬入総量 t 定期搬入：月当たり数量 t/月 〕	
	①	①	t・t/月	
	②	②	t・t/月	
	③	③	t・t/月	
	④	④	t・t/月	
契 約 期 間	☐ 期間指定契約（契約日 ～西暦 年 月 日） ☐ 定期搬入契約（契約日～1年間） ※同一条件で1年更新（ただし更新は2回を限度とする）			
廃棄物管理票の受取者	☐ 排出事業者 ☐ 排出事業場 ☐ その他（ ）			
廃棄物の運搬方法	運搬方法の区分	☐ 自社による運搬搬入 ☐ 委託による運搬搬入 ☐ 自社・委託の併用		
	運搬委託業者 ※自社運搬の 場合記入不要	住 所 フリガナ 名 称 代 表 者 の 役職及び氏名	〒	
		連 絡 先 （ 担 当 者 ）	(所属部署、役職及び氏名)	TEL FAX E-mail
		収集運搬業の 許 可	(許可番号) 茨城県 号 (許可期限) 西暦 年 月 日 まで	

※ 軽トラック、普通乗用車での搬入はお断りしています。	運 搬 車 両	☐ ダンプ車 ☐ ユニック車 ☐ コンテナ車		
	形 状	大 き さ	(縦 cm) × (横 cm) × (高さ cm)	
		梱包方法等	☐ 梱包無し ☐ 半透明フレコン梱包 ☐ 半透明または透明シート二重梱包	
		自動あおり	☐ 全面あおり ☐ 部分あおり ☐ 無し	
		シート掛け	☐ シート掛け ☐ 無し	
		ロープ掛け	☐ 有り ☐ 無し ☐ その他 ()	
処理料金の支払	契約時の見積書	☐ 必要 ☐ 不要		
	請 求 書 送 付	月締 翌月10日までに請求書送付、当月末までに振込 (振込手数料はお支払者様にご負担ください)		
	料金の支払方法	☐ 自社支払 ☐ 代行支払 (収集運搬事業者等)		
		請求書の受取者	☐ 排出事業者 ☐ 排出事業場 ☐ 支払代行者 ()	
	料金の請求先 ※申込者 (排出事業者) と同じ場合は 不 要	住 所 フリガナ 名 称 代 表 者 の 役職及び氏名	<div style="text-align: center;">(印)</div>	
		連絡先 (担当者)		

- 備考
- 記入漏れ、記載内容・提出書類の不備がある場合には、受理できませんのでご注意願います。
 - 申込者は「廃棄物を排出する事業者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）」としてください。
 - 料金の中小企業割引適用を受ける場合には、必ず「申込者（排出事業者）の区分」欄に記入願います。

廃棄物処理委託申込書提出時のチェックリスト

※申込前にチェック(レ点を記入)して確認してください

チェック	廃棄物処理委託申込時に必要とする書類		
☐	◎廃棄物処理委託申込書 ※様式はエコフロンティアかさまのホームページからダウンロード		
☐	☐ 申込者が法人の場合	中小企業割引を 希望ありの場合	☐ ◎履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※発行日から3ヶ月以内の 原本
	☐ 申込者が個人の場合	◎建設業許可証の写し、解体工事業登録の写しなど	
☐	◎廃棄物物性・安全データシート ※様式はエコフロンティアかさまのホームページからダウンロード		
☐	◎対象廃棄物の写真 ※建物または解体部分の全景と対象廃棄物の近景、並びに寸法の定めがある場合は原則として搬入する対象廃棄物にスケールを当て計測した大きさ（基準値内であること）が確認できるもの。		
☐	○対象廃棄物の分析結果（写し） ※燃え殻（焼却灰）、汚泥、ばいじんなど有害物質を含む廃棄物の場合		
☐	☐ 自社で運搬する場合	◎自動車検査証記録事項の写し ※搬入で使用する全ての車両。軽トラック、普通乗用車での搬入はお断りしています。	
	☐ 運搬を委託する場合	◎ 1. 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ※運搬許可品目を確認のこと ◎ 2. 収運許可で、県に提出した運搬車両一覧の写し ※搬入で使用する全ての車両。軽トラック、普通乗用車での搬入はお断りしています。	
☐	○産業廃棄物処分業許可証の写し ※申込者が廃棄物処分業者（中間処理業者）の場合		
☐	◎工事請負契約書の写し、建設リサイクル法届出書の写し、排出事業者である旨の申立書のいずれか ※建設工事（解体含む）の場合に限る		
☐	○建設リサイクル法届出書（別表を含む）の写し及び石綿事前調査結果報告書の写し ※工事内容、工事規模、石綿含有廃棄物の有無などにより判断		

「◎」は必ず提出する書類、「○」は必要に応じて提出する書類になります。

(2026年2月1日)

廃棄物処理委託申込書

西暦 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

申込者（排出事業者）

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住 所 茨城県笠間市〇〇町〇〇番地〇〇

フリガナ 〇〇ケンセツカブシキガイシャ

名 称 〇〇建設株式会社

代表者の
役職及び氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

E-mail（代表） 1230-lico @〇〇.〇〇. j p

(イチニサンゼロハイフンエルアイシーオー…)

メールアドレスについて、判別しにくい文字
にはカナを付けてください例) 1 (イチ)・1 (エル)、
o (オー)・0 (ゼロ) 等

廃棄物の処理を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

申込者（排出事業者） の区分	建設基金出捐の有無	☐ 有り ☒ 無し									
	中小企業割引希望の有無 (処理料金5%割引)	☒ 希望あり 資本金 500 万円 従業員 10 名 ☐ 希望なし									
廃棄物の排出 事業場及び種類	排出事業場名称	〇〇様邸解体工事 ※請負契約書等を確認のうえ、工事名を記入してください。									
	排出事業場住所	〒 3 × × - × × × × 茨城県〇〇市〇〇町 1-2-3 ※請負契約書等を確認のうえ、工事現場等の住所を記入してください。									
	連絡先（担当者）	(所属部署、役職及び氏名) ※申込内容についての連絡担当者様名をご記入ください。 TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇 @ 〇〇〇〇. 〇〇. 〇〇									
	搬入計画	☒ 不定期搬入 ☐ 定期搬入 (☐ 毎日 ☐ 毎週 ☐ 毎月)									
	廃棄物の種類 及び予定数量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① がれき類 (石綿含有産業廃棄物)</td> <td>① 3 t・t/月</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>② t・t/月</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>③ t・t/月</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>④ t・t/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 廃棄物の種類は、エコフロンティアかさまホームページのご利用案内「産業廃棄物処理品目」のページを確認してください。</p>	廃棄物の種類	数量	① がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	① 3 t・t/月	②	② t・t/月	③	③ t・t/月	④
廃棄物の種類	数量										
① がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	① 3 t・t/月										
②	② t・t/月										
③	③ t・t/月										
④	④ t・t/月										
契約期間	☒ 期間指定契約 (契約日 ~ 西暦 〇年 〇月 〇〇日) ※終期は工事請負契約を参考に記入してください。 ☐ 定期搬入契約 (契約日 ~ 1 年間) ※同一条件で1年更新 (ただし更新は2回を限度とする)										
廃棄物管理票の受取者	☐ 排出事業者 ☐ 排出事業場 ☒ その他 (収集運搬事業者)										
廃棄物の運搬方法	運搬方法の区分	☐ 自社による運搬搬入 ☐ 委託による運搬搬入 ☐ 自社・委託の併用									
	運搬委託業者 ※自社運搬の 場合記入不要	住 所 フリガナ 名 称 代 表 者 の 役職及び氏名									
		連 絡 先 (担 当 者)									
		収集運搬業の 許 可									

※軽トラック、普通乗用車での搬入はお断りしています。	運 搬 車 両	☐ ダンプ車 ☒ ユニック車 ☐ コンテナ車		
	廃棄物の搬入及び形状	大 き さ	(縦 150 cm) × (横 15 cm) × (高さ 30 cm)	
		梱包方法等	☐ 梱包無し ☐ 半透明フレコン梱包 ☒ 半透明または透明シート二重梱包	
		自動あおり	☐ 全面あおり ☐ 部分あおり ☒ 無し	
		シート掛け	☐ シート掛け ☒ 無し	
		ロープ掛け	☒ 有り ☐ 無し ☐ その他 ()	
処理料金の支払	契約時の見積書	☐ 必要 ☒ 不要		
	請 求 書 送 付	月締 翌月10日までに請求書送付、当月末までに振込 (振込手数料はお支払者様にご負担ください)		
	料金の支払方法	☐ 自社支払 ☒ 代行支払 (収集運搬事業者等)		
		請求書の受取者	☐ 排出事業者 ☐ 排出事業場 ☒ 支払代行者 (収集運搬事業者等)	
	料金の請求先 ※申込者 (排出事業者) と同じ場合は 不 要	住 所 フリガナ 名 称 代 表 者 の 役職及び氏名	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番1号 〇〇カブシキガイシャ 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)	
		連絡先 (担当者)	(所属部署、役職及び氏名)	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		営業課長 〇〇 〇〇	FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
		E-mail 〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇		

- 備考
- 記入漏れ、記載内容・提出書類の不備がある場合には、受理できませんのでご注意願います。
 - 申込者は「廃棄物を排出する事業者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）」としてください。
 - 料金の中小企業割引適用を受ける場合には、必ず「申込者（排出事業者）の区分」欄に記入願います。

廃棄物処理委託申込書提出時のチェックリスト

※申込前にチェック(レ点を記入)して確認してください

チェック	廃棄物処理委託申込時に必要とする書類			
☒	◎廃棄物処理委託申込書 ※様式はエコフロンティアかさまのホームページからダウンロード			
☐	☐ 申込者が法人の場合	中小企業割引を希望ありの場合	☐	◎履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※発行日から3ヶ月以内の 原本
	☐ 申込者が個人の場合	◎建設業許可証の写し、解体工事業登録の写しなど		
☒	◎廃棄物物性・安全データシート ※様式はエコフロンティアかさまのホームページからダウンロード			
☒	◎対象廃棄物の写真 ※建物または解体部分の全景と対象廃棄物の近景、並びに寸法の定めがある場合は原則として搬入する対象廃棄物にスケールを当て計測した大きさ（基準値内であること）が確認できるもの。			
☐	○対象廃棄物の分析結果（写し） ※燃え殻（焼却灰）、汚泥、ばいじんなど有害物質を含む廃棄物の場合			
☒	☐ 自社で運搬する場合	◎自動車検査証記録事項の写し ※搬入で使用する全ての車両。軽トラック、普通乗用車での搬入はお断りしています。		
	☐ 運搬を委託する場合	◎ 1. 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ※運搬許可品目を確認のこと ◎ 2. 収運許可で、県に提出した運搬車両一覧の写し ※搬入で使用する全ての車両。軽トラック、普通乗用車での搬入はお断りしています。		
☐	○産業廃棄物処分業許可証の写し ※申込者が廃棄物処分業者（中間処理業者）の場合			
☒	◎工事請負契約書の写し、建設リサイクル法届出書の写し、排出事業者である旨の申立書のいずれか ※建設工事（解体含む）の場合に限る			
☒	○建設リサイクル法届出書（別表を含む）の写し及び石綿事前調査結果報告書の写し ※工事内容、工事規模、石綿含有廃棄物の有無などにより判断			

「◎」は必ず提出する書類、「○」は必要に応じて提出する書類になります。

(2026年2月1日)

廃棄物物性・安全データシート

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成してください。

※2 一品目に対して、一枚作成ください。

※3 必要事項の記載とチェック欄について該当の有無等のチェックをお願いします。

NO	項目						
1	作成年月日（西暦）	年	月	日			
2	排出事業者の名称等	名称					
		所在地	〒		担当者		TEL
						FAX	
3	排出事業場						
4	廃棄物の名称						
5	廃棄物の種類	☐ 燃え殻 ☐ 汚泥 ☐ 鉱さい ☐ ばいじん ☐ がれき類 ☐ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ☐ 廃石膏ボード ☐ グラスウール ☐ その他（ ） ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ※ 燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんに該当する場合 ☐ 当事業団が定める廃棄物の種類別分析項目一覧表（P 2）において、分析の結果、基準値以内に収まっている事を確認済					
6	廃棄物の発生工程						
7	現場写真、分析表、その他の情報	写真の添付 ☐ 済 分析表の添付 ☐ 済（←燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんの場合） その他（ ）					
8	荷姿	車両形状（ ☐ ダンプ車 ☐ ユニック車 ☐ コンテナ車 ☐ その他（ ）） 梱包方法等（ ☐ パラ積み ☐ 半透明フレコン梱包 ☐ 半透明または透明シート二重梱包）					
9	排出頻度 数量	頻度：（ ☐ 不定期 ☐ 定期（ ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日、___回） 数量：（ ） t					
10	廃棄物の物理的性状 （外観目視）	最大長さ（ ） cm 最大径（ ） cm 臭気（ ☐ 有 ☐ 無 ） 汚泥の流動性（ ☐ 有 ☐ 無 ） 汚泥の含水率（ ） %					
11	PRTR 制度	対象事業所（ 該当 非該当 ） ※ 委託する廃棄物中の第 1 種指定化学物質等の有無 ☐ 無 ☐ 有 名称（ ）					
12	其他含有物質 ☐ 有 ・ ☐ 無	（ ） 硫黄 （ ） 塩素 （ ） 臭素 （ ） ヨウ素 （ ） フッ素 （ ） 炭酸 （ ） 硝酸 （ ） 亜鉛 （ ） ニッケル （ ） 銅 （ ） アルミ （ ） アンモニア （ ） ホウ素 （ ） アンチモン （ ） その他（ ）					
13	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ・ ☐ 無	生成物質：ホルムアルデヒド（塩素処理により生成） ☐ ヘキサメチレンテトラミン（HMT） ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン（DMH） ☐ N,N-ジメチルアニリン（DMAN） ☐ トリメチルアミン（TMA） ☐ テトラメチルエチレンジアミン（TMED） ☐ N,N-ジメチルエチルアミン（DMEA） ☐ ジメチルアミノエタノール（DMAE）					
		生成物質：クロロホルム（塩素処理により生成） ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン（レゾルシノール） ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン					
		生成物質：臭素酸（オゾン処理により生成）、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム（塩素処理により生成） ☐ 臭化物（臭化カリウム等）					
14	品質安定性	経時変化（ ☐ 有 ☐ 無 ） 有る場合は具体的に記入（ ）					
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載					
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> <div>有</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> <div>無</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> <div>その他</div> </div>	保護具	☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類（ ） 吸収缶種類（ ） ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他（ ）				
		応急処置	☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする ☐ その他（ ） ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他（ ） ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他（ ） ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他（ ）				
		漏洩時措置	除去方法： ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他（ ） 除去作業時の注意： ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他（ ）				
		火災時措置	水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 → 消火方法（ ）				
		その他					

廃棄物物性・安全データシートの記載方法

本シート作成にあたっての前提

本シートは、受託者である(一財)茨城県環境保全事業団が適正かつ安全に廃棄物の処理を行うための受入検討の基礎資料として、廃棄物の品質等を明示していただくものですので、委託者の責任において詳細に記載作成してください。

1. 排出事業場及び廃棄物の種類

処理委託申込書と同一の排出事業場名及び廃棄物の種類を記載してください。

2. 廃棄物の物性について

(1) 写真の提出

写真は、外観の性状が分かるよう鮮明なものを添付してください。

(2) 外観性状

搬入廃棄物の目視等による性状等を記載してください。

(3) 品質安定性

やむを得ず提出サンプルと実際に発生する廃棄物に差が生ずる場合は、バラツキの範囲を記載してください。

3. 発生工程の注意事項

(1) 発生工程については、広く周知された一般的なものについては、箇条書きで結構です。(例、解体工事により発生する屋根材等)

(2) 発生工程やフローシートの明らかにできないものについては、その発生工程で生産される主製品の用途など搬入廃棄物のイメージが描ける事項を記載してください。

(3) 注意を要する材質上の留意事項があれば記載してください。

4. PRTR 制度

PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある化学物質が「どこから、どれくらい環境へ排出されたか」または「廃棄物として移動したか」を事業者が把握し、国に届け出る仕組みです。

対象事業者は、以下の条件をすべて満たす事業者が届出の対象です。

- ・ 国が指定する 24 業種（製造業、建設業、廃棄物処理業など）に該当する
- ・ 従業員数（事業者全体）が 21 人以上
- ・ 対象物質の年間取扱量が一定以上（例：第一種指定化学物質は年間 1 トン以上）

第 1 種指定化学物質とは、化管法（化学物質排出把握管理促進法）に基づき、環境への排出量などの把握や管理が義務付けられている物質です。有害性やオゾン層破壊性があり、広く環境中に存在する 500 種類以上の物質が指定されています。詳細は、経済産業省・環境省のホームページをご確認ください。

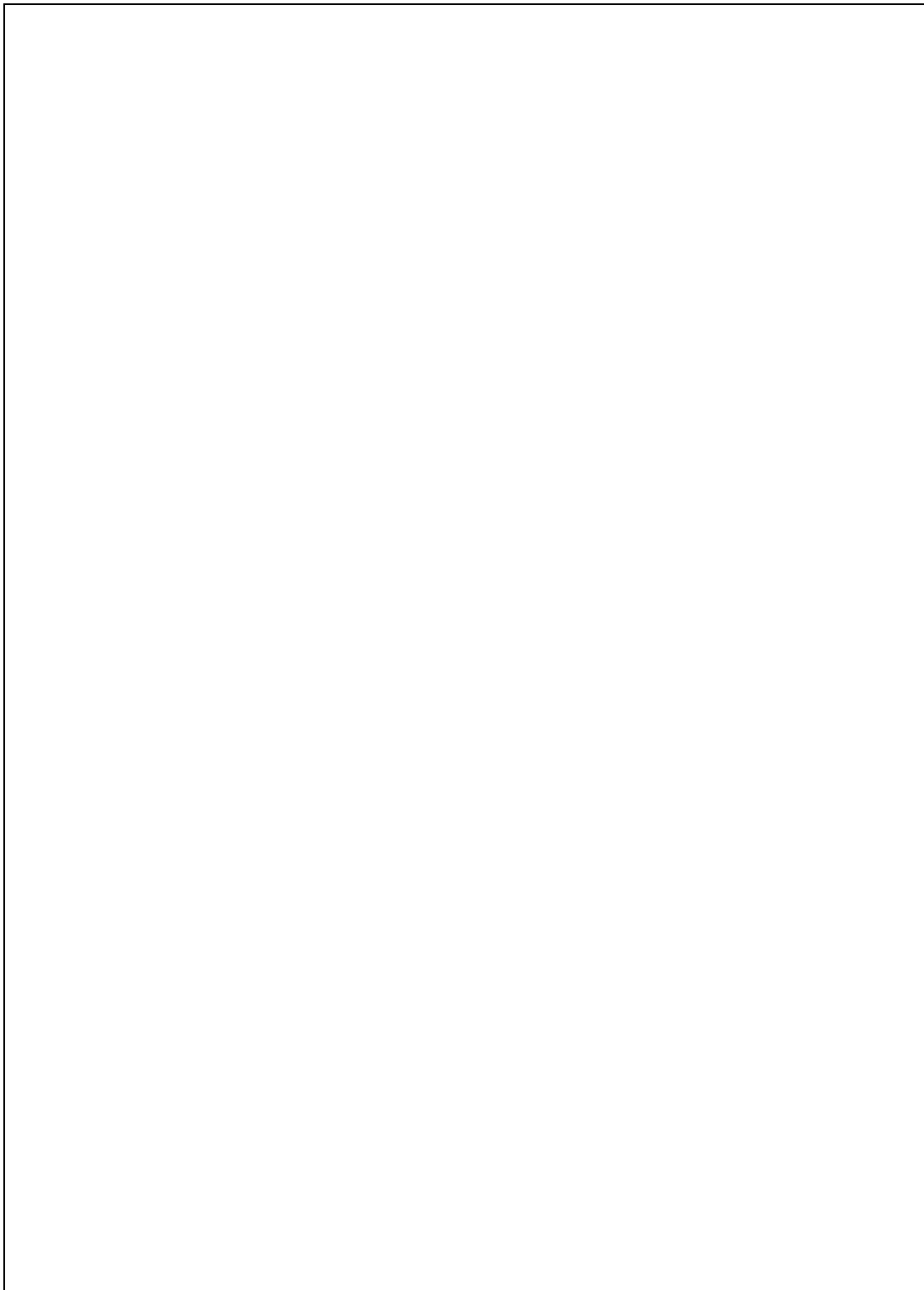
廃棄物物性・安全データシート

記入例

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成してください。
 ※2 一品目に対して、一枚作成ください。
 ※3 必要事項の記載とチェック欄について該当の有無等のチェックをお願いします。

NO	項目																	
1	作成年月日(西暦)	20〇〇 年 〇 月 〇 日																
2	排出事業者の名称等	<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td colspan="3">株式会社〇〇〇〇</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>〒 〇〇〇—〇〇〇〇</td><td>担当者</td><td>〇〇 〇〇</td></tr> <tr> <td></td><td>〇〇県〇〇市〇〇番〇</td><td>TEL</td><td>〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>FAX</td><td>〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇</td></tr> </table>	名称	株式会社〇〇〇〇			所在地	〒 〇〇〇—〇〇〇〇	担当者	〇〇 〇〇		〇〇県〇〇市〇〇番〇	TEL	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇			FAX	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
名称	株式会社〇〇〇〇																	
所在地	〒 〇〇〇—〇〇〇〇	担当者	〇〇 〇〇															
	〇〇県〇〇市〇〇番〇	TEL	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇															
		FAX	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇															
3	排出事業場	〇〇邸解体工事 〇〇工場表面加工処理等 ※契約書等を参考にご記入下さい。																
4	廃棄物の名称	波板スレート、コロニアル、ケイカル板、石綿セメント管、 浄水汚泥等																
5	廃棄物の種類	☐ 燃え殻 ☐ 汚泥 ☐ 鉱さい ☐ ばいじん ☐ がれき類 ☐ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ☐ 廃石膏ボード ☐ グラスウール ☐ その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 () ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有はいてい ※ 燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんに該当する場合 () ☐ 当事業団が定める廃棄物の種類別分析項目一覧表(P2)において、分析の結果、基準値以内に収まっている事を確認済																
6	廃棄物の発生工程	解体工事により発生する屋根材 表面加工処理より発生する無機性汚泥 該当品目の現物写真は、必ずご提出ください。																
7	現場写真、分析表、その他の情報	写真の添付 ☒ 済 ☐ 済 (←燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんの場合) 分析表の添付 ☐ 済 その他 ()																
8	荷姿	車両形状 (☒ ダンプ車 ☐ ユニーク車 ☐ コンテナ車 ☐ その他 () 梱包方法等 (☒ バラ積み ☐ 半透明フレコン梱包 ☐ 半透明または透明シート二重梱包)																
9	排出頻度 数量	頻度: (☒ 不定期 ☐ 定期 (〇 月 〇 週 〇 日、 〇 回) 定期搬入の場合は、月・週・日のいずれかにチェックし 数量: (〇〇) t 回数の記入をお願いします。																
10	廃棄物の物理的性状(外 観目視)	最大長さ(〇〇 cm) 最大径(〇〇 cm) 臭気(☐ 有 ☐ 無) 汚泥の流動性 (☐ 有 ☐ 無) 汚泥の含水率 (%)																
11	PRTR制度	対象事業所 (該当 ☒ 非該当 ☐) どちらか〇で必ず囲んでください ※PRTRの届け出対象事業者には、ダイオキシン類対 ※ 委託する廃棄物中の第1種指定化学物質等の有無 策特別措置法に規定する事業者も含まれます。 ☒ 無 該当項目にチェックください。有の場合は、名称を記入ください。 ☐ 有 名称 ()																
12	その他含有物質 ☐ 有・ ☐ 無 該当項目にチェックください。 有の場合は、右欄へチェックください。	<table border="1"> <tr> <td>() 硫黄</td><td>() 塩素</td><td>() 臭素</td></tr> <tr> <td>() ヨウ素</td><td>() フッ素</td><td>() 炭酸</td></tr> <tr> <td>() 硝酸</td><td>() 亜鉛</td><td>() ニッケル</td></tr> <tr> <td>() 銅</td><td>() アルミ</td><td>() アンモニア</td></tr> <tr> <td>() ホウ素</td><td>() アンチモン</td><td>() その他 ()</td></tr> </table>	() 硫黄	() 塩素	() 臭素	() ヨウ素	() フッ素	() 炭酸	() 硝酸	() 亜鉛	() ニッケル	() 銅	() アルミ	() アンモニア	() ホウ素	() アンチモン	() その他 ()	
() 硫黄	() 塩素	() 臭素																
() ヨウ素	() フッ素	() 炭酸																
() 硝酸	() 亜鉛	() ニッケル																
() 銅	() アルミ	() アンモニア																
() ホウ素	() アンチモン	() その他 ()																
13	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有・ ☐ 無 該当項目にチェックください。 有の場合は、右欄へチェック ください。	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2-アミノアセトフェノン ☐ 3-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)																
14	品質安定性	経時変化(☐ 有・ ☐ 無) 該当項目にチェックください。 有る場合は具体的に記入 ()																
15	特別注意事項 保護具 応急処置 漏洩時措置 火災時措置 その他	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 () ☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 () 除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 () 水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 → 消火方法 ()																

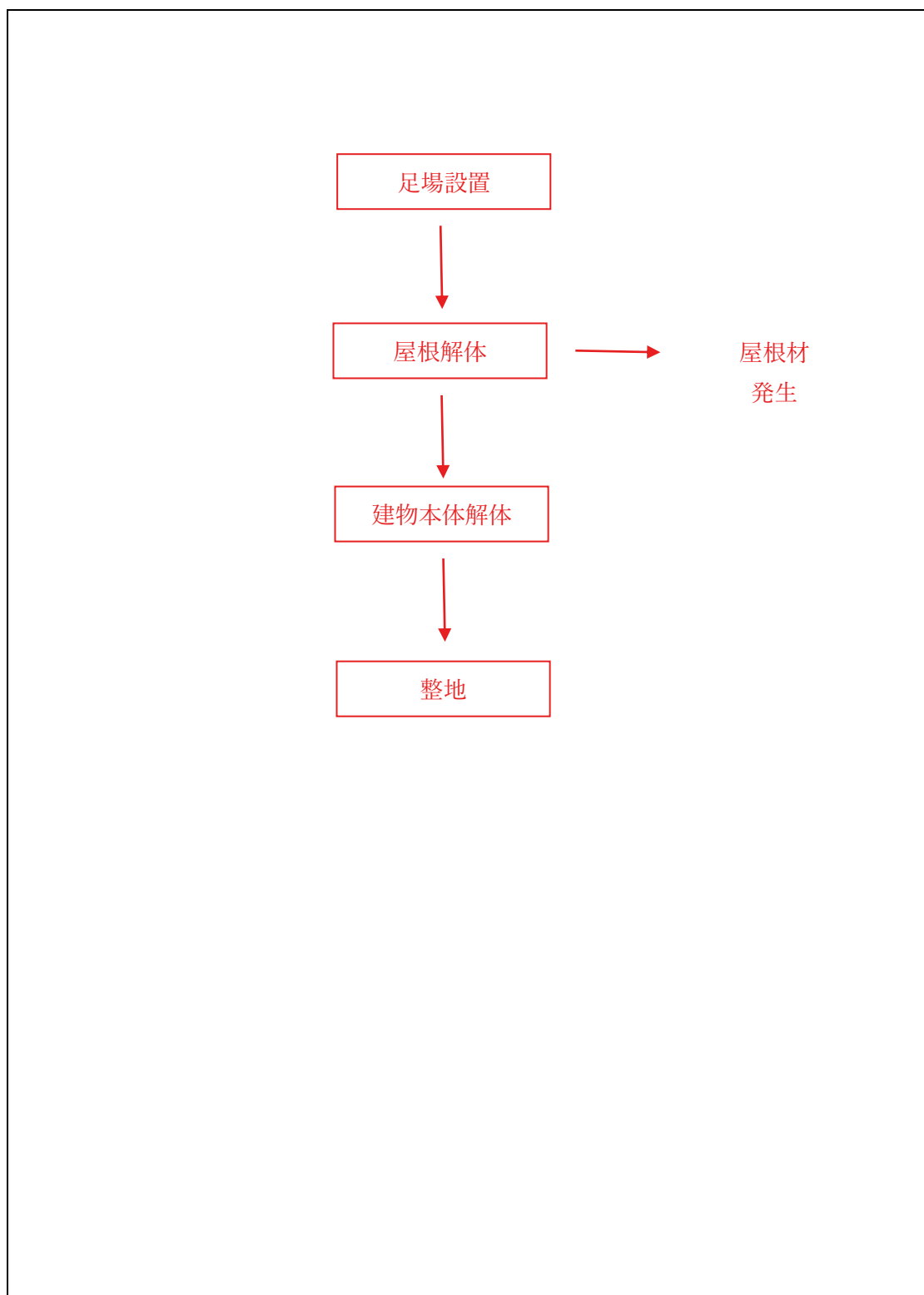
廃棄物発生工程フロー図



備考 発生工程フロー図には、当該産業廃棄物に係る使用原材料名、発生する産業廃棄物の名称及び種類、製品の名称及び産業廃棄物の発生工程の名称等を明記し、分かりやすく図示すること。

解体工事等から、がれき類（石綿含有）が発生する場合

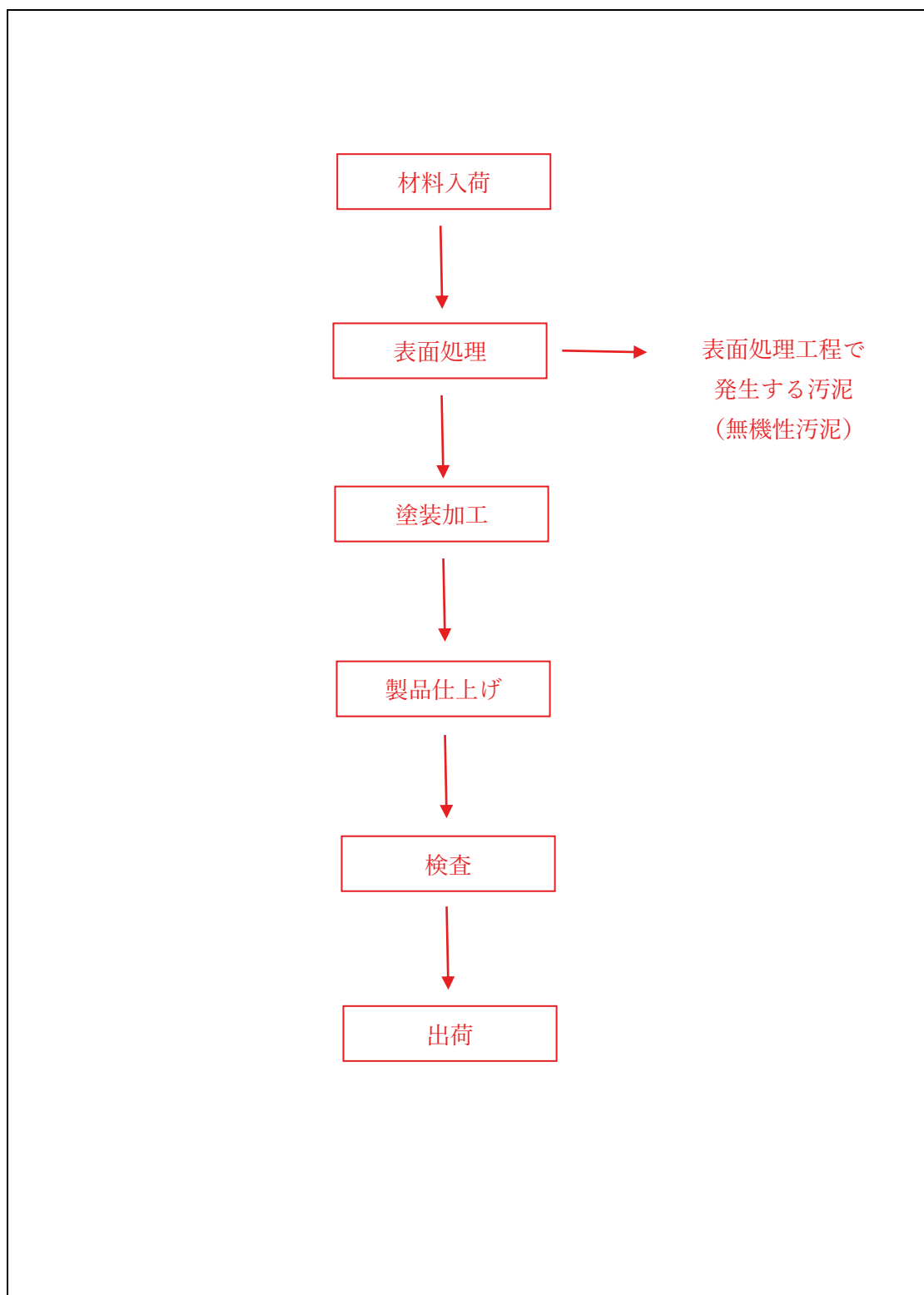
廃棄物発生工程フロー図



備考 発生工程フロー図には、当該産業廃棄物に係る使用原材料名、発生する産業廃棄物の名称及び種類、製品の名称及び産業廃棄物の発生工程の名称等を明記し、分かりやすく図示すること。

工場等から、無機性汚泥が発生する場合

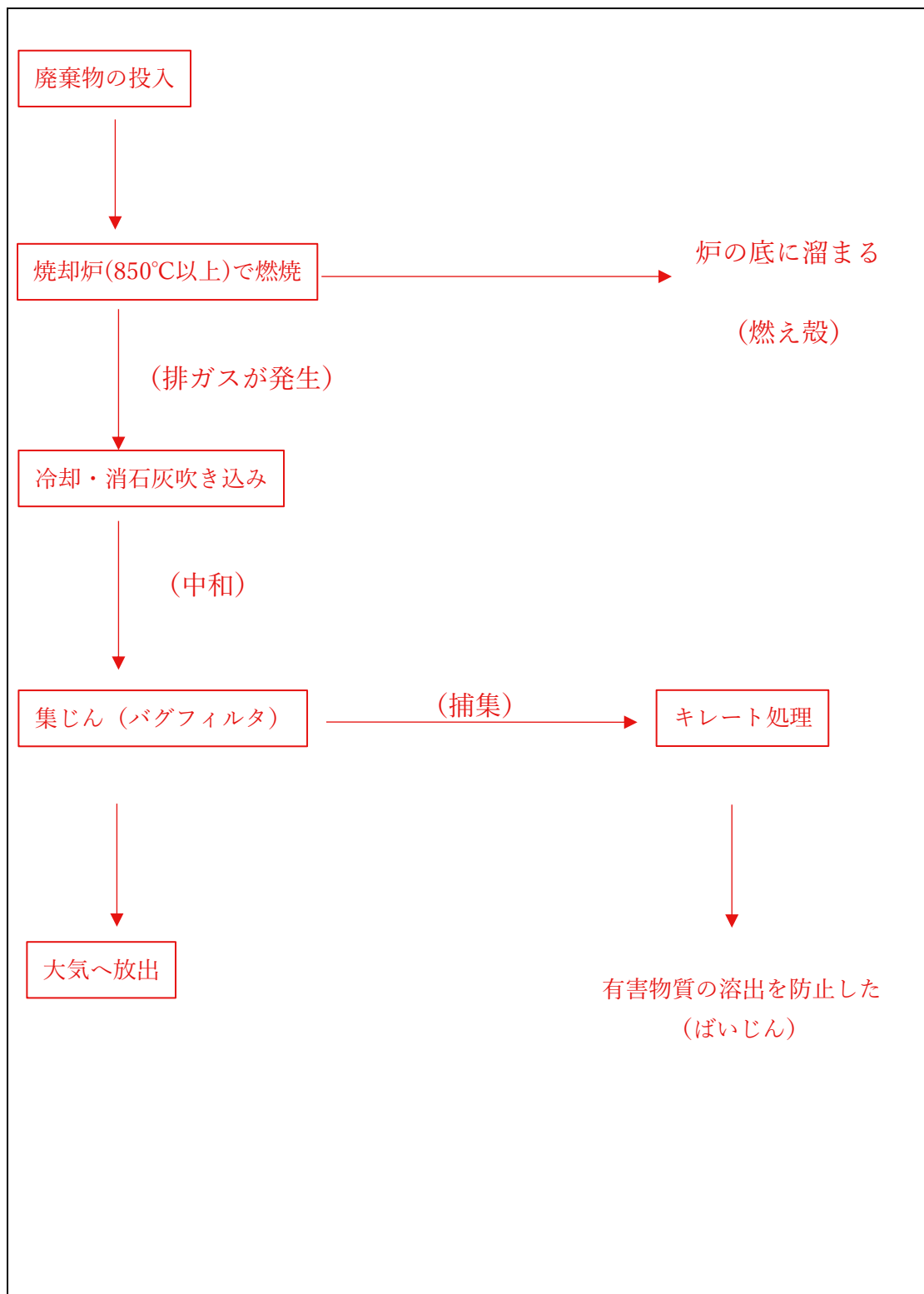
廃棄物発生工程フロー図



備考 発生工程フロー図には、当該産業廃棄物に係る使用原材料名、発生する産業廃棄物の名称及び種類、製品の名称及び産業廃棄物の発生工程の名称等を明記し、分かりやすく図示すること。

中間処理施設等から、ばいじんが発生する場合

廃棄物発生工程フロー図



備考 発生工程フロー図には、当該産業廃棄物に係る使用原材料名、発生する産業廃棄物の名称及び種類、製品の名称及び産業廃棄物の発生工程の名称等を明記し、分かりやすく図示すること。

排出事業者（工事の元請業者）である旨の申立書

西暦 年 月 日

一般財団法人茨城県環境保全事業団
理 事 長 殿

申込者（排 出 事 業 者）

住 所 〒

会 社 名

代表者名



埋立処分を委託する廃棄物を排出する建設工事の元請業者であることを、下記のとおり申立てます。

記

1 発注者

住 所 〒

会 社 名

代表者名

2 工事の概要

(1) 工事の名称

(2) 工事の場所

(3) 工期

西暦 年 月 日 から

西暦 年 月 日 まで

(別 紙 3)

廃棄物処理委託変更（届出）申込書

西暦 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団
理 事 長 ○○ ○○ 様

申込者（契約者）

〒

住 所
名 称
代 表 者 名
業 者 コー ド

印

廃棄物処理委託の申込内容を下記のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 の 種 類		変更申込（変更契約） ・ 届出（変更契約無）			
項 目		変 更 の 内 容			
		変 更 前	変 更 後		
申 込 者	① 住 所	〒	〒		
	② 名 称				
	③ 代 表 者 名				
排 出 事 業 場 及 び 種 類	① 住 所	〒	〒		
	② 名 称				
	③ 連 絡 先				
	④ 搬 入 計 画				
	⑤ 廃棄物の種類及び予定数量	t / 月	t / 月		
廃棄物管理票の受取者					
廃棄物の発生工程及び性状等			別紙「廃棄物物性・安全データシート」		
廃 棄 物 の 運 搬 方 法	① 運 搬 方 法 の 区 分	1自社 2委託 3自社・委託の併用	1自社 2委託 3自社・委託の併用		
	② 搬 入 車 両 番 号				
	運 搬 委 託 業 者	③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
		⑤ 代 表 者 名			
		⑥ 連 絡 先			
		⑦ 収集運搬業の許可	(許可番号)	(許可番号)	
	搬 入 及 び 形 状	⑧ 運 搬 車 両			
		⑨ 搬 入 方 法			
		形 状	① 大 き さ		
			② 梱 包 方 法		
			③ 自 動 あ お り		
	④ シ ー ト 掛 け				
	処 理 料 金 の 支 払	⑤ ロ ー プ 掛 け			
		① 料 金 支 払 方 法			
② 請 求 書 の 受 取 者					
料 金 支 払 者		③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
	⑤ 代 表 者 名		印		
	⑥ 連 絡 先				

注1 新たに支払代行者により支払う場合及び支払代行者の変更の場合は、変更後欄の「代表者」に押印してください。

添付書類： 廃棄物処理委託申込書の添付書類のうち、変更に係るもの

注2 排出事業場及び種類は「変更」になります。申込者、廃棄物管理票の受取者、廃棄物の発生工程及び性状等、廃棄物の運搬方法、処理料金の支払は「届出」になります。

解体工事等から、がれき類（石綿含有）が発生する場合

廃棄物処理委託変更（届出）申込書

西暦 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団
理 事 長 ○○ ○○ 様

申込者（契約者）

〒○○○-○○○○

住 所 茨城県笠間市○○町○-○-○

名 称 ○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

業 者 コー ド ○○○○○ ←契約書の番号

廃棄物処理委託の申込内容を下記のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 の 種 類		変更申込（変更契約） ・ 届出（変更契約無）			
項 目		変 更 の 内 容			
		変 更 前	変 更 後		
申 込 者	① 住 所	〒	〒		
	② 名 称				
	③ 代 表 者 名				
排 出 事 業 場 及 び 種 類	① 住 所	排出事業場の名称、住所、廃棄物の種類、予定数量を追加するケース	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○-○		
	② 名 称		○○邸解体工事		
	③ 連 絡 先				
	④ 搬 入 計 画				
	⑤ 廃棄物の種類及び予定数量		t / 月	がれき類（石綿含有） ○ t / 月	
廃 棄 物 管 理 票 の 受 取 者					
廃棄物の発生工程及び性状等			別紙「廃棄物物性・安全データシート」		
廃 棄 物 の 運 搬 方 法	① 運 搬 方 法 の 区 分	1自社 2委託 3自社・委託の併用	1自社 2委託 3自社・委託の併用		
	② 搬 入 車 両 番 号				
	運 搬 委 託 業 者	③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
		⑤ 代 表 者 名			
		⑥ 連 絡 先			
		⑦ 収集運搬業の許可	(許可番号)	(許可番号)	
	搬 入 及 び 形 状	⑧ 運 搬 車 両			
		⑨ 搬 入 方 法			
		形 状	① 大 き さ		
			② 梱 包 方 法		
			③ 自 動 あ お り		
	④ シ ー ト 掛 け				
	処 理 料 金 の 支 払	⑤ ロ ー プ 掛 け			
		① 料 金 支 払 方 法			
② 請 求 書 の 受 取 者					
料 金 支 払 者		③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
	⑤ 代 表 者 名		印		
	⑥ 連 絡 先				

注1 新たに支払代行者により支払う場合及び支払代行者の変更の場合は、変更後欄の「代表者」に押印してください。

添付書類：廃棄物処理委託申込書の添付書類のうち、変更に係るもの

注2 排出事業場及び種類は「変更」になります。申込者、廃棄物管理票の受取者、廃棄物の発生工程及び性状等、廃棄物の運搬方法、処理料金の支払は「届出」になります。

工場等から、無機性汚泥が発生する場合

廃棄物処理委託変更（届出）申込書

西暦 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団
理 事 長 ○○ ○○ 様

申込者（契約者）

〒○○○-○○○○

住 所 茨城県笠間市○○町○-○-○

名 称 ○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

業 者 コー ド ○○○○ ←契約書の番号

廃棄物処理委託の申込内容を下記のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 の 種 類		変更申込（変更契約） ・ 届出（変更契約無）			
項 目		変 更 の 内 容			
		変 更 前	変 更 後		
申 込 者	① 住 所	〒	〒		
	② 名 称	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 排出事業場の名称、住所、廃棄物の種類、予定数量、収集運搬を追加するケース </div>			
	③ 代 表 者 名				
排 出 事 業 場 及 び 種 類	① 住 所		〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○-○		
	② 名 称	○○工場汚泥処理			
	③ 連 絡 先				
	④ 搬 入 計 画				
	⑤ 廃棄物の種類及び予定数量	月 無機性汚泥 ○ t / 月			
廃 棄 物 管 理 票 の 受 取 者					
廃棄物の発生工程及び性状等		別紙「廃棄物物性・安全データシート」			
廃 棄 物 の 運 搬 方 法	① 運 搬 方 法 の 区 分	1自社 2委託 3自社・委託の併用	1自社 2委託 3自社・委託の併用		
	② 搬 入 車 両 番 号		○○-○○ ※自動車検査記録事項の写しを添付		
	運 搬 委 託 業 者	③ 住 所	〒	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○-○-○	
		④ 名 称		○○○○株式会社	
		⑤ 代 表 者 名		代表取締役 ○○ ○○	
		⑥ 連 絡 先		氏名○○ ○○ TEL000-000-0000	
		⑦ 収 集 運 搬 業 の 許 可 (許可番号)		(許可番号) 0 0 8 0 1 0 0 0 0 0	
	搬 入 及 び 形 状	⑧ 運 搬 車 両		コンテナ車	
		⑨ 搬 入 方 法		バラ積み	
		形 状	① 大 き さ		○○cm × ○○cm × ○○cm
			② 梱 包 方 法		梱包なし
			③ 自 動 あ お り		無し
	④ シ ー ト 掛 け			シート掛けあり	
	処 理 料 金 の 支 払	⑤ ロ ー プ 掛 け		無し	
		① 料 金 支 払 方 法			
② 請 求 書 の 受 取 者					
料 金 支 払 者		③ 住 所	〒	〒	
		④ 名 称			
	⑤ 代 表 者 名				
	⑥ 連 絡 先				

注1 新たに支払代行者により支払う場合及び支払代行者の変更の場合は、変更後欄の「代表者」に押印してください。

添付書類：廃棄物処理委託申込書の添付書類のうち、変更に係るもの

注2 排出事業場及び種類は「変更」になります。申込者、廃棄物管理票の受取者、廃棄物の発生工程及び性状等、廃棄物の運搬方法、処理料金の支払は「届出」になります。

廃棄物処理委託契約書

契約番号：

収 入

印 紙

排出事業者：（排出事業者コード：）（以下「甲」という。）と処分業者：一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下「乙」という。）は、甲の下記事業場から搬入する廃棄物（以下「搬入廃棄物」という。）を乙の所有する施設（以下「施設」という。）において処分することについて、次のとおり契約を締結する。

	事業場コード	事業場名称
1		
2		
3		

第1条（業務の委託）

甲は、搬入廃棄物の処分業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（再委託の禁止）

乙は、本業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て、法令に定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第3条（法の遵守）

甲及び乙は、本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

第4条（委託内容）

1.（乙の事業の範囲及び施設の処理能力等）

乙の事業の範囲及び施設の処理能力等は、次の表のとおりとし、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

事業の範囲	許可区分	最終処分（管理型埋立処分）
	産業廃棄物の許可品目	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず
施設の処理能力	埋立面積	97,700m ²
	埋立容量	2,400,000m ³
施設の所在地	茨城県笠間市福田字貉ヶ入148番の1 外45筆	

2. (委託する廃棄物の種類、数量、処分方法及び処理料金)

(1) 甲が、乙に処分を委託する搬入廃棄物の種類及び数量等は、次のとおりとする。

	廃棄物の種類	数量 (t/月)	処分の方法
1			埋立
2	以下余白		
3			
4			
5			

(2) 処理料金は、乙が定めた別表の処理料金表によるものとする。

3. (搬入業者)

甲の排出した廃棄物の、施設への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

名 称：

代 表 者 名：

住 所：

第5条 (義務と責任)

1. (甲)

(1) 甲は、搬入廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報について、あらかじめ乙が定める「廃棄物物性・安全データシート」に記載し、乙に提出しなければならない。

ア 廃棄物の発生工程

イ 廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

オ 石綿含有廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

カ その他、取り扱う際に注意すべき事項

(2) 甲は、次の廃棄物について、本契約の有効期間内に以下に定める回数に基づき、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を実施し、分析結果報告書を乙に提出する。この場合の検査費用は、甲の負担とする。

廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん	無機性汚泥	鉱さい
提出する回数(回/年)				

(3) 甲は、第1号の情報に変更がある場合又はその可能性がある場合には、当該廃棄物が第4条に定める施設に搬入される前に、その内容を書面にて乙に通知し確認をとらなければならない。

(4) 甲は、廃棄物を施設に搬入する場合、乙が別に定める受入基準を遵守しなければならない。

(5) 甲は、搬入廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、乙は搬入廃棄物の引き取りを拒むことができる。

(6) 甲の提出した産業廃棄物のマニフェストの記載事項に虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、産業廃棄物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載の修正を甲に求め、修正内容を確認の上、産業廃棄物を引き取ることとする。

(7) 甲は、廃棄物を施設に搬入するにあたって、乙が別に定める「搬入予定表」を乙が定める期日までに、乙に提出しなければならない。

(8) 甲は、廃棄物を施設に搬入するにあたっては、自ら運搬するか、若しくは適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。

(9) 甲は、廃棄物を施設に搬入するにあたっては、搬入車両に乙が発行する登録車証を掲示するものとし、収集運搬業者に委託する場合には、当該業者において遵守されるよう監督しなければならない。

- (10) 甲は、積載廃棄物の飛散・流出を防ぐため、防じんシートの使用等十分な措置を講じることとし、収集運搬業者に委託する場合には、当該業者において遵守されるよう監督しなければならない。
- (11) その他、甲は廃棄物を搬入するにあたり、信義則に則り、その職務を誠実に実行すること。

2. (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された搬入廃棄物が、施設に荷下ろしされた後、処分が完了するまで法令の規定に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、搬入廃棄物について、甲にあらかじめ通知することなく、受入基準の適合状況を確認するため、搬入時に目視検査、展開検査及び抜取検査により搬入検査を行うことができる。
なお、分析を行う場合、その費用は乙の負担とする。
- (3) 乙は、廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるときは、ただちに本委託に係る業務を一時停止し、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

第6条（権利・義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約上の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、本契約に基づく業務が終了した場合には、甲に業務終了報告を行う。この業務終了報告書は、マニフェスト（D票）の送付又は電子マニフェストの処分終了報告の登録をもって代えることができる。

第8条（処理料金・消費税・支払い）

1. 甲は、乙の定める別表の処理料金表及び処理委託した量をもとに算出される処理料金を、乙に支払うものとする。
なお、計量は原則として搬入時の1回計量とし、計量時の廃棄物搬入車両の積載前重量は、乙に登録した車両重量とする。
2. 廃棄物の処理料金についての消費税は、甲が負担するものとする。
3. 乙は、処理料金及び消費税（以下「処理料金等」という。）の請求額を月毎にまとめて、翌月10日までに、甲に処理料金等を請求するものとし、甲は、原則としてその月の末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は、甲の負担とする。甲が処理料金等の支払いを収集運搬業者等に代行させる場合、乙は、甲宛の請求書を支払代行者に送付するものとし、支払代行者は、甲に代わって支払手続きを代行するものとする。ただし、支払代行者が支払いを履行しない場合は、甲はその責を負うものとする。

処理料金等支払代行者 名 称：

代表者名：

所在地：

4. 乙は、甲又は処理料金等支払代行者が処理料金等の支払いを遅延した場合には、甲が委託する搬入廃棄物の処理を拒むことができるものとする。
5. 乙は、甲が第3項の支払期限を経過しても支払わないときは、支払期限の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、その支払額に年パーセントの割合を乗じて得た延滞金を徴収するものとする。ただし、乙がやむを得ない事由により減免等の必要があると認めたときは、この限りでない。

第9条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。廃棄物の種類、契約期間等を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議するものとし、乙が処理料金を変更する場合については、直ちに甲に通知するものとし、それぞれ書面によりこれを定めるものとする。

第10条（機密保持）

甲又は乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を、監督行政庁若しくは法律により開示を求められて必要な範囲で開示する場合を除き、第三者に漏洩してはならない。ただし、相手方から文書による許諾を得た場合は、この限りではない。

第11条（受入拒否又は停止）

1. 乙は、甲又は甲が委託する収集運搬業者が、次の各号の一に該当するときは、廃棄物の受入を拒否することができる。
 - (1) 乙が受入を受諾していない廃棄物を搬入しようとするとき。
 - (2) 受入基準に適合していない廃棄物を搬入しようとするとき。
 - (3) 乙が定める期日までに、廃棄物の搬入予約手続きがないとき。
 - (4) 搬入時に必要な書類を携帯せず、又は記載内容に不備があるとき。
 - (5) 目視検査、展開検査又は抜取検査に応じないとき。
 - (6) 乙の係員の指示に従わないとき。
 - (7) その他、乙の業務に関し支障があると認められるとき。
2. 乙は、甲又は甲が委託する収集運搬業者が、次の各号の一に該当するときは、廃棄物の受入を停止することができる。
 - (1) 関係法令を遵守しないとき。
 - (2) 本契約が虚偽又は不正により締結されたことが明らかになったとき。
 - (3) 乙が改善を求めたにもかかわらず、第1項の状況が是正されないとき。
3. 乙は、前2項の措置をとったときは、甲に通知するものとする。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反したとき、又は甲乙の合意があったときは、書面による催告の上、本契約を解除することができる。ただし、本条第2項又は第3項の場合はこの限りではない。
2. 乙は、災害その他の不可抗力又は環境保全上やむを得ない理由により、契約の履行が不可能になった場合、若しくは施設の廃止又は埋立処分の終了等により廃棄物の処理を適正に行うことが困難になった場合には、その旨を書面により通知し、本契約を解除することができる。
3. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
4. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し、当該運搬の費用を請求することができる。
 - (2) 乙の義務違反により甲が解除した場合
乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

第13条（収入印紙）

本契約締結に要する収入印紙については、甲、乙互いに負担するものとする。

第14条（協 議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で1ヶ年更新されたものとする。ただし、当該更新は2回を限度とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地

名 称

代表者

乙 所在地 茨城県笠間市福田165番1

名 称 一般財団法人茨城県環境保全事業団

代表者 理事長

廃棄物処理委託見積依頼書

西暦 年 月 日

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

理 事 長 様

依頼者（排出事業予定者）

〒

住 所

フリガナ

名 称

代表者の
役職 及び 氏名

廃棄物の処理を委託したいので、見積書の提出を依頼します。

廃 棄 物 種 類			
搬入開始予定時期	西暦 年 月 日（予定）		
排 出 場 所			
収集運搬委託業者	☐ 未定 ☐ 委託による運搬搬入（運搬委託業者名 ）		
連絡先(担当者)	(所属部署、役職及び氏名)		TEL
	所属部署名		携帯電話
	役 職		FAX
	氏 名		E-mail
予算要求の参考見積	☐ 該当（ 年度予算要求のための資料とするため。有効期限： 年 月 日までを依頼）		
注意事項	見積書が提出されても、廃棄物処理委託申込を提出した上で、契約時の事前検査及び搬入時の検査で、エコフロンティアかさまの受入基準に適合しない場合は、搬入できないことをご了承ください。		

廃棄物搬入票

搬入日 西 暦 2 0 年 月 日

契約番号

事業所コード

排出事業者名

排出事業所名

収集運搬業者コード

収集運搬業者名

車両番号

廃棄物コード

←P3 3 参照

廃棄物内容

マニフェスト番号

廃棄物区分 (1.産廃、2.特管産廃、3.一廃、4.特管一廃)

処理区分 (1.破碎、2.溶融、3.埋立)

3

注意事項

- 1) ボールペンで記入して下さい。
- 2) 精密機器で読み取りますので、折り曲げないで下さい。

エコフロンティアかさま

TEL 0296-70-2513

廃棄物の種類コード表

（産業廃棄物）

産業廃棄物の種類		廃棄物コード
燃え殻		3 0 0
汚泥	無機性汚泥	3 1 0
	建設基礎汚泥	3 1 1
	道路側溝汚泥	3 1 2
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		3 2 0
	廃石膏ボード	9 6 4
	グラスウール	7 8 5
	石綿含有産業廃棄物	3 2 1
鉱さい	溶融スラグ	3 3 0
	その他鉱さい	3 3 1
がれき類		3 4 0
	石綿含有産業廃棄物	3 4 1
ばいじん		3 5 0
建設混合廃棄物		8 0 0
管理型混合廃棄物		7 9 9

（一般廃棄物）

産業廃棄物の種類	廃棄物コード
焼却灰	4 0 1
ばいじん	4 1 4
不燃残さ	4 2 0
溶融スラグ	4 3 0

位置図



- 国道50号線 才木交差点より車で約8分
- 北関東自動車道 友部ICより車で約15分
- 常磐自動車道 水戸ICより車で約20分

エコフロンティアかさま

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

住所：〒309-1603 笠間市福田165-1

TEL：0296-70-2513 FAX：0296-70-2515

<https://ef-kasama.or.jp>